



画像: 公益財団法人 日本防災協会HP 画像引用

しばしば、窓に格子を設けたり、板で塞いでいる飲食店等が見受けられますが・・・

ちょっと待ってください!

それ、消防法の規制が厳しくなるかも!?

消防法では、階ごとに避難上及び消火活動上有効な開口部(ドア及び窓等)が法律で定める基準以上設けられていない階は、

**窓が無い階「無窓階」**

とされ自動火災報知設備などの消防用設備の設置義務が発生する場合があります。



室内にいる人の避難や消防隊の進入(消火活動)を目的とした進入可能なドアや窓等はそれらの行為が容易に行えるよう維持管理されていなければなりません。



その階が無窓階となると、避難及び消火活動が困難なものと判断され、逃げ遅れなどの危険性が高いものとして扱われますから、その分消防用設備を充実させなければならない。とされています。



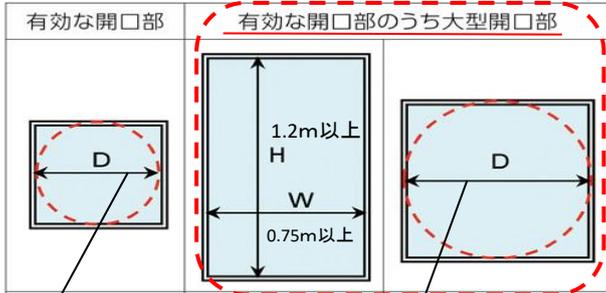
新たに**自動火災報知設備**や**屋内消火栓設備**が必要になる場合があります。

無窓階を避けるためには次のすべての条件を満たさなければいけません。  
 ※建物が11階以下の場合

**条件1** 有効な開口部のうち  
**大型開口部**が  
 2ヶ所以上あること

**条件2** 有効な開口部の開口面積の合計が  
**【床面積(階ごと)÷30】**

有効な開口部とは



直径50cm以上の円が内接できる  
 直径1m以上の円が内接できる

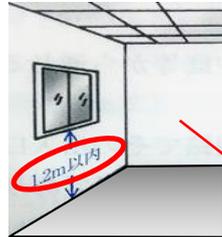
例 1つの階の床面積が120㎡の場合

$$120\text{㎡} \div 30 = 4\text{㎡} \text{です}$$

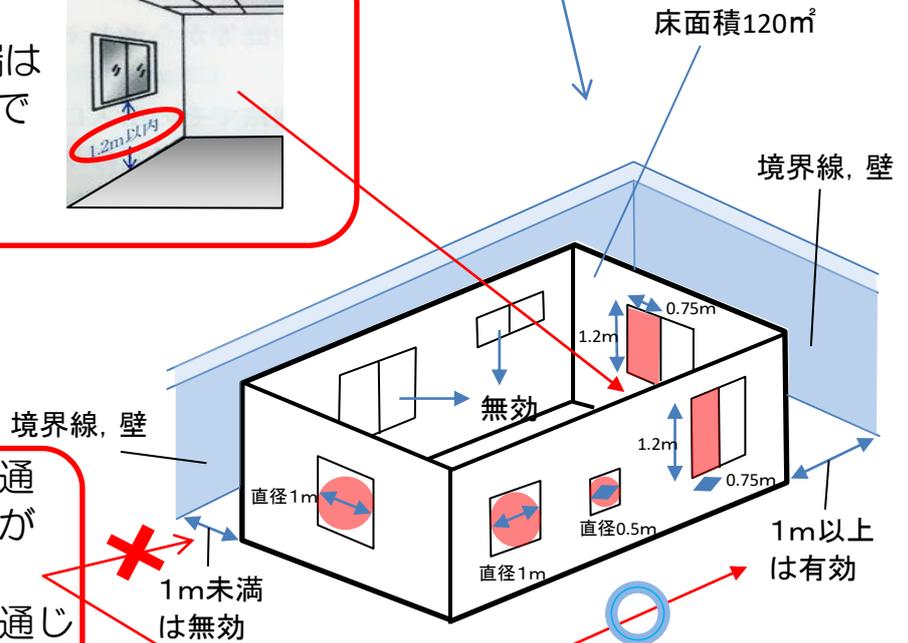
ということは  
**4㎡以上の開口面積が必要です。**

下記の例を参考にするすると ■ で塗りつぶされた開口面積を合算すると、4.08㎡  
 ですので、この階は普通階です。

**条件3** 有効な開口部の下端は  
 床面から1.2m以下で  
 あること。



**条件4** ・開口部の外壁面の通路は1m以上の幅員があること。  
 ・通路は道や空地に通じていること。



**その他条件**

- ・ガラスの種類(普通ガラスや網入りガラス, 強化ガラス等)
- ・ガラスの厚さ
- ・構造

などにより、開口面積が有効であっても無効となる場合がありますので  
 消防本部へ必ず相談してください。